

拒絶理由通知書

特許出願の番号	特願2010-065438
起案日	平成26年 3月24日
特許庁審査官	西田 秀彦 9126 2D00
特許出願人	杉村 和高 様
適用条文	第29条第2項、第36条

<<<< 最 後 >>>>

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。

理 由

理由 1

この出願は、特許請求の範囲の記載が下記の点で、特許法第36条第6項第2号に規定する要件を満たしていない。

記

a. 請求項1には、

「・・・付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度で、なおかつ小さな石や岩が最初に止まることもない間隔をあけて、・・・」

との記載がある。

上記個所の「付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度」であり、かつ「小さな石や岩が最初に止まることもない」という間隔とは、どのような間隔を意図しているのか判然としない。

上記の「大きめ」や「小さな」なる記載がどのような寸法を意図しているのか、本願の明細書及び図面の記載を参酌しても、特定することができない。

よって、請求項1に係る発明は明確でない。

なお、上記a. で指摘した点の記載の内容が明確であるとしても、以下のとおり判断する。

理由 2

この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)

請求項1には、「・・・間隔をあけて、単独又は複数の杭を埋設して、上流から移動して来る大きな石や岩を又は元々あった大きな石や岩を堰止め・・・」との記載がある。

上記の個所の「間隔」は、本願明細書の段落【0023】及び図1を参酌し、岸辺（図1に記載の「護岸3」）と杭との間の部分も含むものと、ここでは解することとする。

また、

請求項1には、「・・・あるいは、単独又は複数の杭を埋設すると共に、大きな石や岩をまたは大きな石や岩に擬した人工の構造物を設置して、」との記載がある。

上記の個所の択一的な記載からみて、請求項1に係る発明は、「石や岩」、「人工構造物」が必須の構成ではないものと解する。

上記の理解にもとづき、以下判断する。

請求項1に対して

- ・引用文献 1～4
- ・備考

引用文献1の第213頁の図4-4-1には、堤から川の中央に向かって、間隔をあけて複数の杭を埋設した、護岸の方法の発明が記載されている。

そこで、請求項1に係る発明と引用文献1に記載された発明とを対比すると、引用文献1に記載された発明の「堤」は、請求項1に係る発明の「岸辺」に相当する。

そうすると、両者は以下の点で相違し、その他の点で一致する。

相違点

1. 杭を埋設する間隔を、請求項1に係る発明では、付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度で、なおかつ小さな石や岩が最初に止まることもないものとしているのに対して、引用文献1に記載された発明では、前者のようなものとしたかどうか不明である点。

上記相違点について検討する。

川に埋設する杭によりとどまる石の大きさは、埋設される杭の間隔から容易に予測可能である。したがって、「付近にある中で大きめの石や岩」とどまらせたい場合、あるいは「小さな石や岩が最初に止まること」が内容にする場合は、これらの場合が生じるように、杭を埋設する間隔を適宜調整すればよいということになる。

引用文献1に記載された発明の杭の間隔を、上記の場合が生じるように調整して埋設することは、当業者であれば適宜なし得ることである。

なお、引用文献2（第170頁第9行—第171頁第5行）には、川岸から皮の中央に向かって杭を間隔をあけて埋設することに加えて人工の構造物（かご類を敷き、かつその中に割石、玉石などを詰めたもの等）を設置した点が記載されている。

また、引用文献3（第77—78頁）には、川岸から皮の中央に向かって杭を間隔をあけて埋設することに加えて石を設置した点が記載されている。

さらに、請求項1に記載のように、杭を川に埋設させる水制構造物が、護岸の構成部分として機能することは、一般的に知られていることである。例えば、引用文献4の第214頁第18, 19行等を参照のこと。

ところで、出願人は意見書において「本願請求項1に係る発明においては、その埋設する杭の間隔を一定にしてはいません。それぞれの場所に応じてそれぞれの石や岩の大きさに応じた間隔で、杭を埋設する必要があるからです。これは本願請求項1に係る発明の出願当初明細書の（段落【0012】—【0016】）において記述しています。」と主張している。

しかしながら、請求項1には、杭の「埋設する杭の間隔を一定にして」いない点は、記載されていないので、この点は本願の請求項1に係る発明の構成要素であるとはいえない。

仮に、この点が本願の請求項1に係る発明の構成要素であるとしても、適宜なし得る事項である。ちなみに、引用文献1の第213頁及び218頁に開示された、杭による水制は杭の間隔を一定にしたものではない。

したがって、出願人の上記主張を採用することはできない。

＜最後の拒絶理由通知とする理由＞

この拒絶理由通知は、最初の拒絶理由通知に対する応答時の補正によって通知することが必要になった拒絶理由のみを通知するものである。

＜補正をする際の注意＞

(1) 明細書、特許請求の範囲について補正をする場合は、補正により記載を変更した個所に下線を引くこと（特許法施行規則様式第13備考6、7）。

(2) 補正は、この出願の出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内で行わなければならない。さらに、特許請求の範囲について補正をする際には、請求項の削除、特許請求の範囲の限定的減縮、誤記の訂正又は明瞭でない記載の釈明（拒絶の理由に示す事項についてするものに限る）を目的とする補正に限られる。また、意見書で、各補正事項について補正が適法なものである理由を、根拠となる出願当初の明細書等の記載箇所を明確に示したうえで主張されたい。

(3) 特許請求の範囲について補正をする際には、特許法第17条の2第4項に違反する補正とならないよう、注意されたい。

引用文献等一覧

1. 土木学会関西支部，川のなんでも小事典，日本，株式会社講談社，1998年 2月20日，p212-218
2. 宮田公平，最新河川工学，日本，理工図書株式会社，1952年 9月25日，P169-171
3. 河川工事ハンドブック 自然に適合した工法，日本，株式会社集文社，1997年 6月 8日，p76-79
4. 高橋裕，河川工学，日本，財団法人東京大学出版会，1990年 3月25日，P211-219

(注) 法律又は契約等の制限により、提示した非特許文献の一部又は全てが送付されない場合があります。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせは下記まで。

審査第一部 自然資源（都市・地域基盤） 西田秀彦

TEL. 03（3581）1101 内線3241